

京都市告示第391号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の「控除対象寄附金」の欄に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が「適用区分」の欄に定める期間に支出したものとします。

令和4年10月5日

京都市長 門川 大作

| 控除対象寄附金 | 法人又は団体の所在地 | 使 途 | 適用区分 |
|--|----------------------|-------------------------|---|
| 特定非営利活動法人 心臓病の子どもを守る 京都父母の会に対する 寄附金 | 京都市左京区下鴨下川原町 30番地 | 当該法人の 主たる目的 である業務 | 令和4年8月30日 から令和9年8月2 9日に支出された寄 附金 |

(行財政局税務部税制課)